

玉野競輪場施設再整備支援業務委託 仕様書

1 業務名

玉野競輪場施設再整備支援業務委託

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 事業の対象

- (1) 事業名称 玉野競輪場施設再整備事業
- (2) 事業内容 玉野競輪場にある老朽化した施設を解体・改修し、必要な機能を引き継いだ上で、敷地内に新たな施設を整備する。なお、施設整備にはバンク改修を含めるものとする。
- (3) 計画地 玉野市築港五丁目18-1
- (4) 用途地域 商業地域
- (5) 法定建ぺい率 80%
- (6) 法定容積率 400%
- (7) 整備規模 約43,000㎡
- (8) 概算事業費 基本計画において概算事業費を算定予定
- (9) 完了予定 令和12年度中

4 業務内容

(1) 基本計画策定業務

① 計画与条件等の整理

計画地の法的規制・基本的制約条件及び既存建物解体、新築建物にあたるインフラ状況等を調査、整理し、必要に応じて対応策を作成する。

② 関係機関との協議実施

関係法令及び条例、経済産業省・競輪関係団体等が定める各種ガイドライン等において、本事業に影響を及ぼす可能性のある内容について、各関係機関等との協議を実施し、課題及び対策方針を整理する。また、必要となる申請種別及び手続期間、手順等を整理する。

③ 競輪場関係者との調整

競輪場関係者（JKA、地元選手会、チャリ・ロト、場内事業者等）との調整の支援を行い、その結果を業務に反映させる。

④ 余剰地における活用案の検討

整備により生じることが見込まれる余剰地（現選手会事務所及び日の出会館跡地）に

ついて、民間活用導入の可能性を含め、活用案を検討し、その結果を本業務に反映する。

⑤ 整備方針の策定

(1)①～④の結果を踏まえ、最適な施設配置や導線計画を整理・検討し、整備方針を策定する。

⑥ 施設の基本要件の検討

構造形式、設備形式、環境性能等、施設に求める基本要件を検討する。

⑦ 整備プランの作成

整備プランを作成し、施設の規模等を検討する。

⑧ 整備手法の検討

事業者へのサウンディング調査等を行い、市場動向を把握するとともに、DB方式の活用をはじめ、様々な観点から本事業に最適な整備手法を検討する。併せて発注区分及び工事区分を整理する。

⑨ 工事費概算

本事業における建設費、建設関連経費（設計委託費用等を含む。）及び維持管理費等のコストを計算し、事業費概算を算定する。

⑩ スケジュール管理

基本計画から解体、改修、新築、供用開始までのマスタースケジュールを作成し、随時更新する。

⑪ 会議実施支援

基本計画合意形成に向けた各種会議への支援を実施する。

(2) 要求水準書等作成業務

① 実施方針書の作成

(1)の内容を踏まえ、本事業の事業内容や事業者選定スケジュール等を示した実施方針書を作成する。

② 要求水準書の作成

事業実施に向け、整備手法に応じた形で、本市が事業者を求める水準を示した要求水準書を作成する。また、事業者を求める要求水準は具体的に明記することとする。

5 成果物

業務区分	成果品	規格	部数
基本計画 業務	(1) 業務計画書	A 4 版ファイル綴	1 部
	① 業務工程	電子データ (※)	1 式
	② 業務実施体制		
	③ その他発注者が必要とする事項		
	(2) 業務報告書		

	① 各業務報告 ② 打合せ・会議記録（資料共） ③ その他報告・資料等 (3) 基本計画書		
要求水準等 作成業務	(1) 実施方針書	A 4 版ファイル綴	1 部
	(2) 要求水準書	電子データ（※）	1 式

（※）電子データについては、PDF 版とともに Microsoft Word 形式及び Microsoft Excel 形式、Microsoft PowerPoint 形式等、元データも提出すること。

6 情報の取扱い

受託者は、本業務の遂行にあたり、発注者の所掌する情報資産の保護について万全を期すものとし、その機密性、安全性、可用性を維持するために必要な対策を講ずるとともに、本業務において知り得た情報を正当な理由無く第三者に知らせるほか、本業務の目的外に使用することの無いよう関係者全員に徹底させること。また、個人情報の取扱いについても玉野市個人情報保護条例（平成 13 年条例第 3 号）及び関係法令等を遵守し、適切に保護すること。

7 その他

- (1) 受託者は、業務完了後速やかに成果物を業務完了届とともに提出し、発注者による完了検査を受けなければならない。
- (2) 本業務の成果物の著作権及び所有権は、すべて発注者に帰属するものとし、自由に加工、複製、ホームページ作成、増刷等を行い、公表できるものとする。
- (3) 本仕様書に明記されていない事項又は、疑義が生じた場合は、双方協議の上、決定することとする。

8 添付資料

- (1) 競輪場平面図
- (2) 前回整備時点の基本計画（平成 30 年 3 月作成）